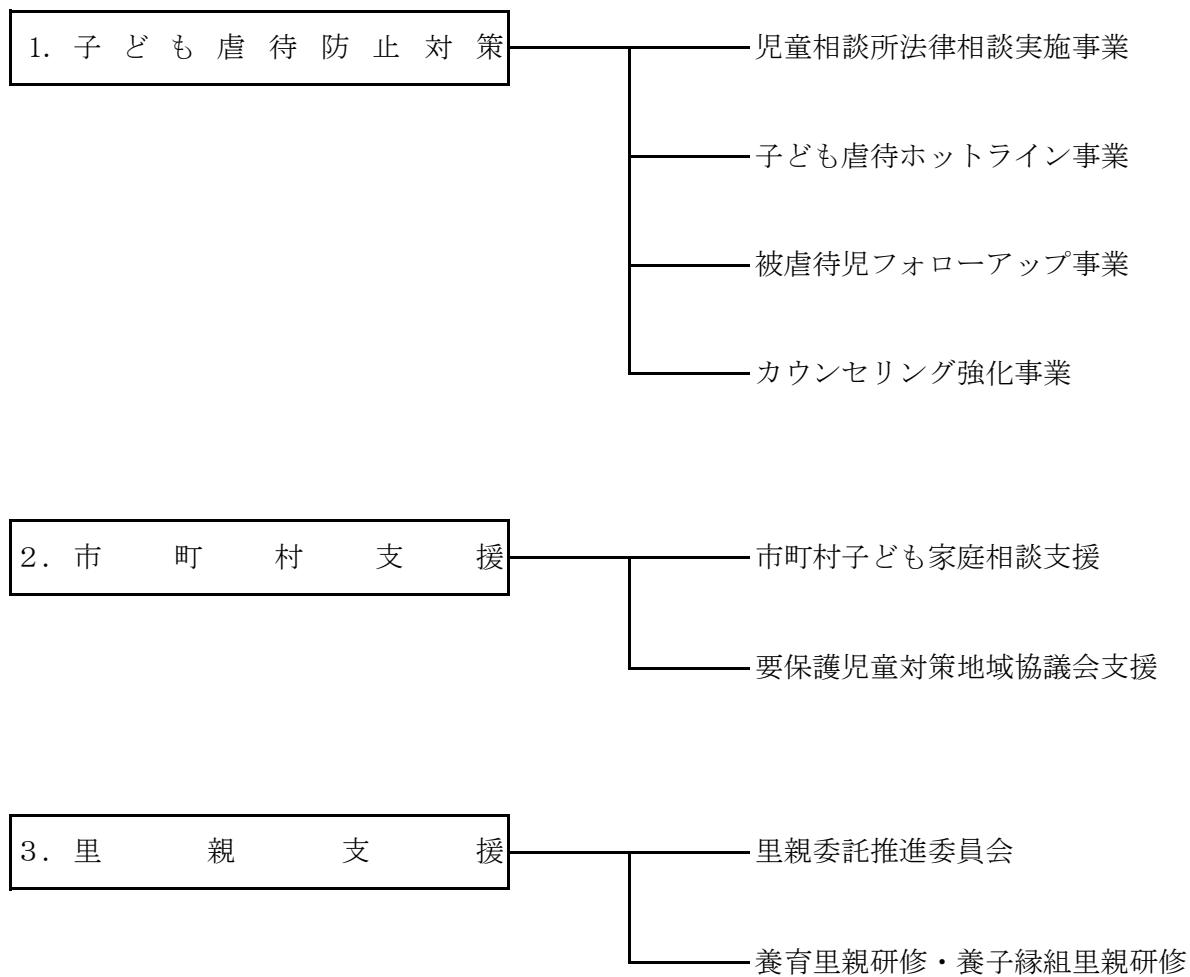


II 児童相談所の事業等

児童相談所の事業等

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。

事業の概要等を総括すると、下図のようになる。



1 子ども虐待防止対策

(1) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は援助に当たり法的手続上専門的な対応を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応が出来るよう、児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

令和5年度の法律相談実績は21件、法律相談実施事業実績は9件となっている。

(2) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を24時間、365日受け付けるホットライン(フリーダイヤル)を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。中央児童相談所には電話相談員が3名配置され(令和2年4月より女性相談所に配置となる)、休日・夜間等は中央児童相談所が受け付ける体制としている。

表28 通告者別(相談者別)受付状況

区分	家族	警察 察 等	学校 校 等	児童 本 人	福 祉 事 務 所	市 町 村	近 隣 ・ 知 人	保 健 所	医 療 機 関	児 童 委 員	児 童 福 祉 施 設 等	親 戚	そ の 他	計
件数	25		6	1			29		5		2	3	7	78

表29 虐待の内容と年齢別内訳

虐待の内容	年齢・性別		0歳児		幼児		小学生		中学生		高校生		その他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待			2	4	7	2	1	3			2				10	11
性的虐待					1	1									1	1
心理的虐待			4	5	8	6	1	2	1	1	1	1			15	14
保護の怠慢・拒否	1		2	3	7	4	2	3	1	2			1	13	13	
不詳																
計		1		8	12	23	13	4	8	2	5	1	1	39	39	

(3) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、被虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助等を目的としてフォローアップ事業を実施している。施設職員に対する研修やケースカンファレンス、児童・保護者を対象とした個別又はグループによるカウンセリングや各種治療プログラムの実施等の取り組みを行っている。

令和5年度の実績は下記のとおりである。

表30 児童福祉施設職員指導

実施施設数	職員数	指導回数	延指導人数
7	65	9	73

表31 被虐待児集団指導

児童数	指導回数	延指導人数	スーパービジョン 参加職員数

表32 被虐待児親子指導

世帯数	指導回数	児童指導延人員	親指導延人員
13	73	65	73

表33 被虐待児個別指導

児童数	指導回数	スーパービジョン 参加職員延人員
12	78	50

表34 被虐待児の保護者指導

保護者数	指導回数	指導延人数
40	256	291

(4) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医師の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から実施している。

表35 カウンセリング強化事業実施状況

実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
30	33

2 市町村支援

(1) 市町村子ども家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義務的な児童家庭相談窓口となつたことから、市町村職員を対象とした研修の実施や市町村に出向いての巡回支援、相談ケースの対応等に関する技術的助言を行う等、市町村子ども家庭相談に対する支援を行つてゐる。

(2) 市町村支援児童福祉司の配置

令和4年度から市町村支援業務を専任で担当する市町村支援児童福祉司が2名（弘前児童相談所、八戸児童相談所に1名ずつ）配置された。（下北地区はむつ児童相談所の児童福祉司が兼任）

市町村が行う子ども家庭支援活動に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことで、市町村の相談対応力の向上、相談体制の強化を図つてゐる。また、各市町村の要保護児童対策地域協議会が円滑に運営され、関係機関が効果的に連携できるよう、助言・提案を行つてゐる。

（参考：担当区域）

配属児童相談所	管轄児童相談所	担当市町村
弘前児童相談所	中央児童相談所	青森市 平内町 外ヶ浜町 今別町 蓬田村
	弘前児童相談所	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町
	五所川原児童相談所	五所川原市 つがる市 鯵ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町
八戸児童相談所	八戸児童相談所	八戸市 おいらせ町 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村
	七戸児童相談所	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村
むつ児童相談所 (児童福祉司が兼任)	むつ児童相談所	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村

(3) 各児童相談所の市町村に対する支援実績(R5年度実績)

表36 巡回支援

	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ
実施市町村	5 (5)	8 (8)	8 (8)	6 (6)	8 (8)	5 (0)
実施回数	16 (11)	28 (28)	33 (33)	19 (19)	21 (21)	5 (0)

※ () は市町村支援児童福祉司分の再掲。

表37 技術的助言

	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ
実施市町村	2 (2)	7 (7)	7 (6)	4 (4)	8 (2)	2 (0)
実施回数	24 (5)	28 (14)	11 (2)	28 (7)	94 (6)	4 (0)

※ () は市町村支援児童福祉司分の再掲。

表38 メール相談等

	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ
実施市町村	2	6	8	4	8	0
実施回数	4	35	48	21	26	0

(4) 要保護児童対策地域協議会支援(R5年度実績)

要保護児童等に関し関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として、「要保護児童対策協議会」が児童福祉法により位置づけられており、県内全ての市町村が設置している。

協議会の各会議に出席するとともに、会議の運営や協議会における対象ケースの進行・管理等について助言等を行っている。

表39 要保護児童対策地域協議会への参加状況

見相	管内市町村数	会議出席回数					
		代表者会議		実務者会議		個別検討会議	
		開催市町村数	参加回数	開催市町村数	参加回数	開催市町村数	参加回数
中央	5	5	5 (0)	5	16 (6)	3	44 (0)
弘前	8	6	6 (0)	7	22 (16)	6	31 (0)
八戸	8	8	8 (0)	8	36 (24)	6	23 (7)
五所川原	6	3	3 (0)	4	11 (7)	4	11 (0)
七戸	8	8	8 (0)	8	48 (32)	5	10 (3)
むつ	5	3	3 (0)	3	11 (0)	1	34 (0)
合計	40	33	33 (0)	35	144 (85)	25	153 (10)

※ () は市町村支援児童福祉司参加分の再掲。

(5) 市町村子ども家庭支援担当職員研修(R5年度実績)

市町村支援児童福祉司が、各児童相談所の協力を得て実施したもの。なお、参加者はどの会場に参加しても良いこと、プログラムの一部のみの参加でも良いこととした。

表40 第1回研修実施状況

内 容	講義① 市町村が行う子ども家庭支援と相談対応の流れ 講義② 相談記録の作成と台帳整備 講義③ 要対協の設置目的と各会議の役割 講義④ 要対協による支援とケース管理			
	会 場	開催日	参加市町村数	参加延べ人数
参加状況	青森会場	7月10日	6	11
	弘前会場	7月5日	6	8
	五所川原会場	6月29日	5	6
	八戸会場	6月30日	7	13
	七戸会場	7月7日	11	17
	むつ会場	7月11日 (中止)	0	0
	合 計		35	55

表4 1 第2回研修実施状況

内 容		講義① 儿童相談所の業務と相談援助活動の流れ 講義② 儿童福祉施設と里親・ファミリーホーム 講義③ 儿童相談所におけるケース対応の実際 講義④ 市町村におけるケース対応の実際		
参加状況	会 場	開催日	参加市町村数	参加延べ人数
	青森会場	9月25日	4	8
	弘前会場	10月4日	4	5
	五所川原会場	9月20日	7	8
	八戸会場	9月21日	8	15
	七戸会場	9月29日	10	15
	むつ会場	10月4日	5	5
合 計			38	56

表4 2 第3回研修実施状況

内 容		講義① 死亡事例から学ぶ 講義② 調査の基本とリスクマネジメント 講義③ 家庭訪問や面接の実際（ロールプレイ） 講義④ ケース記録の書き方		
参加状況	会 場	開催日	参加市町村数	参加延べ人数
	青森会場	12月6日	4	9
	弘前会場	12月7日	5	9
	五所川原会場	11月30日	5	7
	八戸会場	11月27日	9	20
	七戸会場	11月30日	4	3
	むつ会場	12月6日	4	4
合 計			31	52

3 里親支援

(1) 里親委託推進委員会

青森県里親委託推進委員会は、青森県里親養育包括支援事業の実施に当たり、里親等と児童相談所及び里親支援機関等との相互理解を深め、意見交換や連絡調整を行うことにより、本事業に必要な助言を行うなど、事業を円滑に推進する目的で設置している。

表43 里親委託推進委員会実施状況

実施日	会場	参加者数
令和5年5月9日	青森市福祉庁舎	19人
令和6年3月4日	青森市福祉庁舎	16人

(2) 養育里親研修・養子縁組里親研修

家庭での養育を必要とする児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、年2回、養育里親・養子縁組の新規登録時に「基礎研修」「登録前研修」、養育里親登録の更新時に「更新研修」がされており、管内の里親希望者及び更新対象里親が受講している。

表44 養育里親研修・養子縁組里親研修実施状況

研修名	会場	参加者数
養育里親・養子縁組里親基礎研修	<青森会場> 藤聖母園、アピオ青森	4人
	<弘前会場> 幸樹園、鶴田町国際交流会館	5人
	<三沢会場> あけぼの学園、三沢市国際交流研修センター	14人
養育里親・養子縁組里親登録前研修	<青森会場> 藤聖母園、アピオ青森	4人
	<弘前会場> 弘前乳児院、弘前愛成園、弘前市民会館	6人
	<三沢会場> ひまわり乳児院、あけぼの学園、浩々学園、美光園、三沢市国際交流教育センター	14人
養育里親更新研修	<青森会場> アピオ青森、藤聖母園	12人
	<弘前会場> 弘前市民会館、弘前愛成園	15人
	<八戸会場> 八戸市民総合福祉会館、美光園、ひまわり乳児院	25人